

各居宅介護支援事業所管理者 様
各福祉用具貸与事業所管理者 様
各小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様
各地域包括支援センター長 様

岡介第338号
平成23年7月1日

岡山市介護保険課長

軽度者に対する移動用リフト貸与の例外給付について

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から本市の介護保険行政の推進に当たりましては、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さてこの度、「移動用リフト」のうち昇降座椅子について、「生活環境における段差の解消が必要なもの」として岡山市の確認を受けないまま、福祉用具貸与の例外給付の利用・給付が行なわれていたことが判明しました。移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、認定調査項目の「移乗」で必要性を判断する品目ですので、必要に応じて岡山市の確認を受けていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、通知等は岡山市介護保険課のホームページにも掲載しておりますが、ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

(参考) 平成19年3月30日付け厚生労働省老健局振興課通知

(問)

移動用リフトのうち、「昇降座椅子」については、認定調査項目の「立ち上がり」による必要性の判断ができないと思うが、考え方如何。

(答)

認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断することとなる。その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床からいすの高さまでの動き」を評価する必要があり、「畳からポータブルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためである。

したがって、昇降座椅子について「立ち上がり」で必要性を判断することは妥当ではない。

●問い合わせ先

岡山市介護保険課管理係

電話 086-803-1240